

## 第1章 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

- ▷ 「第二期いずみおおつ子ども未来プラン」の計画期間が終了するため、新たな計画を策定します。
- ▷ 令和5年4月の「こども基本法」の施行により、「自治体こども計画」の策定が努力義務となりました。「第三期いずみおおつ子ども未来プラン」は、「こども計画」として策定します。
- ▷ 令和5年12月に策定された国の「こども大綱」「こども未来戦略」では、こどもの生活や権利を一番に考える「こどもまんなか社会」をめざし、ライフステージに応じた切れ目のない支援を進める方向を打ち出しており、本市においても、そうした方向性を重視した計画とします。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、従来からの子ども・子育て支援などに加え、若者育成支援、ヤングケアラーへの支援など、新たな施策を展開していく必要があることから、こども基本法に基づく「こども計画」として、次の6計画を一体的に策定します。

- ・子ども・子育て支援事業計画（第3期）
- ・次世代育成支援対策地域行動計画（第5期）
- ・母子保健を含む成育医療等に関する計画
- ・ひとり親家庭自立促進計画（第5期）
- ・こどもの貧困対策計画（第2期）
- ・子ども・若者育成支援計画

### (3) 計画期間

令和7年度から11年度までの5年間

### (4) 策定の方法

「第二期のいずみおおつ子ども未来プラン」と同様に子育て中の保護者へのアンケートに加えて、当事者であるこども・若者からの意見を反映させるため、小学4年生から中学生3年生と高校生世代から24歳の若者へのアンケート、小中学生へのインタビュー調査を実施しました。また、こどもの居場所の運営者や私立認定こども園など関係団体へのヒアリングを実施しました。  
調査から得られた課題などから支援施策の検討を行い、子ども・子育て会議での審議、パブリックコメントを行い、策定します。

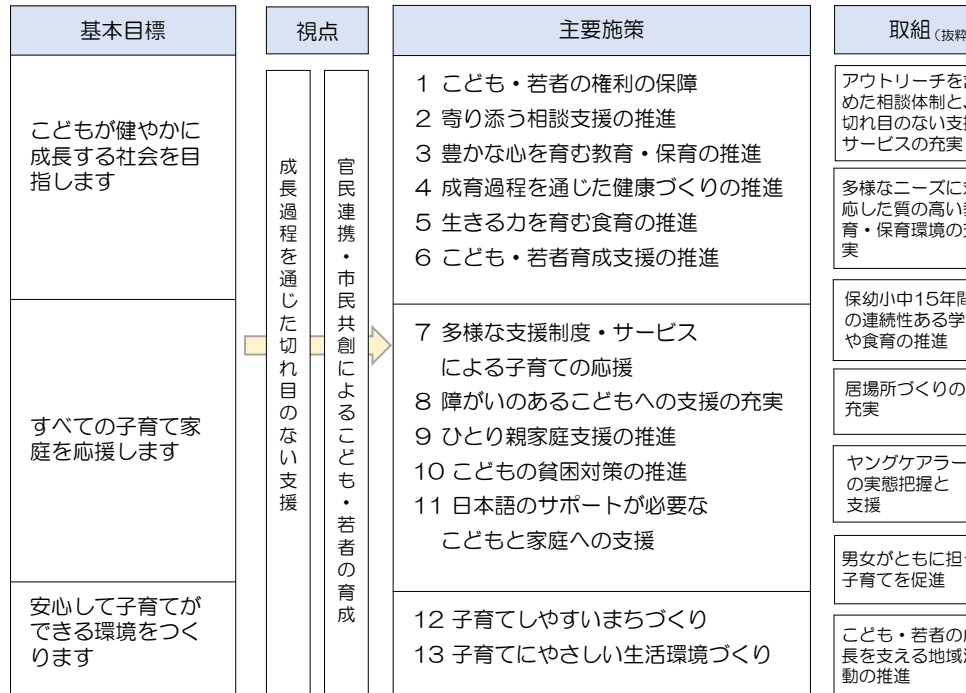
## 第2章 本市の現状と課題

アンケート調査・インタビュー・各種データからみる現状と課題	必要な対策
☆身体的・精神的負担に悩んでいる保護者も多い（ストレス28%、体の負担25%） ☆妊娠中や出産直後の支援の充実を求める割合が増えている（R1：10.9%→R5：32.3%） ☆児童虐待にかかる相談対応の件数が増えている（R1：238件→R5：515件）	→妊娠・出産・育児と切れ目のない支援が求められている。 →育児に不安を抱え、サポートが必要な保護者の早期発見と相談・支援体制の充実を図る必要がある。
☆6割を超える家庭が共働き世帯 ☆幼児教育・保育施設の整備のニーズが高まっている（R1：21.7%→R5：42%）	→待機児童対策として、幼児教育・保育の環境整備や一時預かりなど子育て家庭の多様な保育ニーズに応える必要がある。
☆保護者もこどもも、公園や遊び場のニーズが高い ☆こども・若者の「居場所」に多様なニーズがある	→公園や遊び場を含め、こども・若者や子育て中の保護者の「居場所」の充実を図る必要がある。
☆自分に自信が持てなかったり、孤独感を感じているこども・若者がいる ☆ひきこもり状態のこども・若者がいる（若者アンケートでは4%） ☆大人には「一人として認め、対話を大事にしてほしい」（中学生インタビューから）	→学校園・家庭・地域のつながりづくりを一層進め、こども・若者と地域住民との対話を増やしていくことが期待される。また、子どもの意見を反映させる取組みを推進する必要がある。
☆子育ての費用負担に35%の保護者が悩んでいる ☆「家のお金のこと」に悩んでいるこども・若者が多い（小中学生アンケート15%、若者アンケート48%）	→安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減が求められる。 →こどもの貧困は様々な要因が絡んだ問題であり、個々の実情に応じた支援が必要である。
☆家族のお世話を何時間もやっているヤングケアラーの状態にあるこども・若者がいる（若者アンケートでは2.7%）	→ヤングケアラーの実態把握と重層的な支援に取り組んでいく必要がある。

## 第3章 基本理念・施策体系

### 第4章 こども施策の総合的な展開

基本理念	笑顔で育ち育てられる“こどもまんなか”のまちをめざして すべてのこどもがたくましく育つ、みんなで子育てを応援するまち・泉大津
------	---



## 第5章 子ども・子育て支援の量の見込みと確保方策

- ▷ 保育所等や「地域子ども・子育て支援事業」の利用者数等の見込みと提供体制の確保方策を定めています。
- ▷ 児童数は減少する見込みですが、出産後の職場復帰を支援する低年齢児層保育など、引き続き、需要に対応していきます。
- ▷ 「こども未来戦略」において位置付けられた、下記の子ども・子育て支援事業についても、新たに開始します。

「子育て世帯訪問支援事業」家事、子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業

「こども誰でも通園制度」保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度

## 第6章 計画の推進体制

- ▷ 地域全体で子育て支援に取り組むために、市民が共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。
- ▷ PDCAサイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証し、施策の進捗状況、事後の達成度を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげます。